

まくべつ

第67号

令和8年3月発行

農業委員会だより



忠類地域のあさのようす

紙面あんない

- 農業施策の意見書の提出・・・2 P
- 農地転用手続きの特例措置・・・3 P
- 賃借料情報・・・4 P
- 農地の移動状況・・・5 P
- 農業者年金情報・・・6～7 P
- 鳥獣被害の防止対策・・・7 P
- 農地所有適格法人報告書・・・8 P

編集・発行 幕別町農業委員会

住所 中川郡幕別町本町130番地 1
電話 0155-54-6625
FAX 0155-54-5564
忠類支局 01558-8-2111
E-mail: nogyoinkai@town.makubetsu.lg.jp
H P: <https://www.town.makubetsu.lg.jp/>
⇒「農業委員会」

農業施策等に関する意見書を提出

毎年、農業委員会では、幕別町に対して農業政策等に関する意見書を提出しております。

令和7年12月9日、幕別町農業委員会を代表し、中村富士男 会長、松本誠 会長職務代理者、吉田正宏 農政部会長とで役場2階応接室を訪れ、飯田町長に意見書を提出しました。

今年度は、物価高騰対策や自然災害による農業被害対策に伴う支援を国や北海道に対して働きかけを依頼するとともに、本町における担い手対策やシカ、アライグマ、クマなどの有害鳥獣対策の推進について要請いたしました。

また、議長室を訪れ、寺林議長に対し、町に提出した意見書の内容について説明・報告をいたしました。



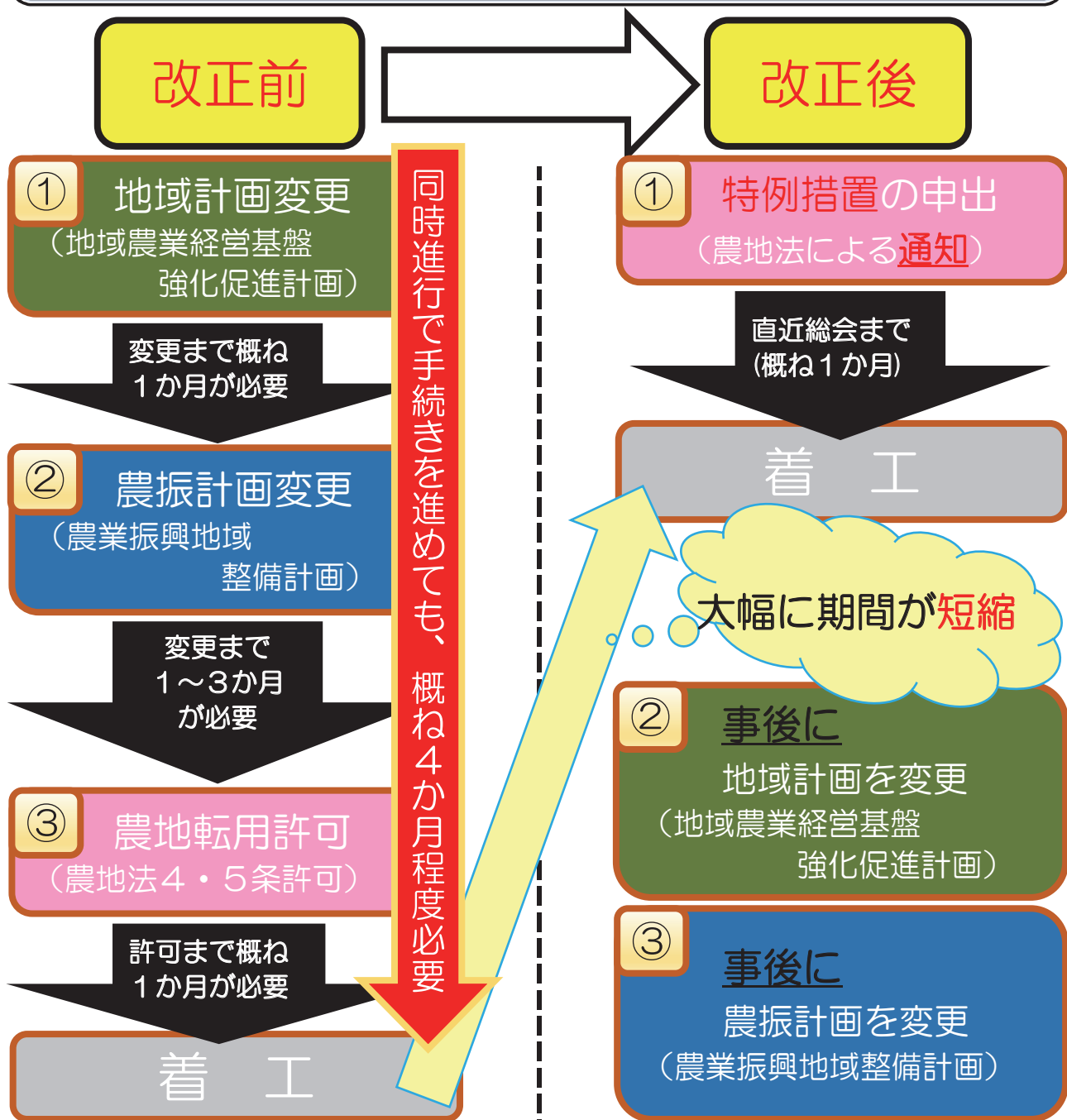
I 国等への要請事項（6項目）

- ①物価高騰対策実施と輪作体系維持を目的に、輪作体系を考慮した長期的な国産農産物生産目標の策定、乳製品消費拡大等の支援、各種補助金交付金の対象・単価の拡大、借入金の償還年数の延長などを国等へ要請すること。
- ②自然災害による農業被害が発生した場合、農業者が早期に営農を再開できる復旧支援対策の実施等について、国等へ要請すること。
- ③本格的にスタートした農地中間管理（農地バンク）事業が、より確実に実行されるよう、農地中間管理機構である北海道農業会議に対し、国からも指導・指示を実施するよう、国へ要請すること。
その他、④農業基盤整備事業予算の確保や⑤農地利用集積の推進等、⑥農地売買等事業の手数料見直しについて、町から国等へ働きかけをするよう要望しました。

II 町への農業施策の要望事項（3項目）

- ①まくべつ農村アカデミー事業による新規就農者や外国人材の活用など、既存の担い手・労働力対策を継続すること。
- ②シカ、アライグマ、クマなどの有害鳥獣の駆除対策やそれに伴う関係機関との連携などを継続すること。
- ③農業委員会に関連する予算と人員を確保すること。
を町へ要望しました。

倉庫などの「農業用施設」を整備したい場合、
従来の「農地転用」手続きの一部が簡略化されます。



「特例措置」とは、

- ① 認定農業者が、自身のために
- ② 農業用施設を整備したい場合、(農家住宅等は対象外)
- ③ 周辺農地の営農条件に支障がない場合に限り、
農業委員会の農地転用許可が不要である旨の「通知」をもって、
施設整備に係る工事等に着工できる制度のことを言います。
(地域計画・農振計画は、事後の変更で差し支えありません。)

農地の賃借料情報について（R3～R7）

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、各地域ごとの賃借料情報を提供しています。

各年（1～12月）に締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アールあたり）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締結する際の参考としてください。

なお、「前年の平均額の2倍以上」の賃貸借契約を締結しようとする場合、周辺の賃借料水準が大きく引き上げられることとなりますことから、農業委員会は指導・助言を行うこととなります。

1 普通畑

（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区
R 3	10,000	7,500	3,400	16,000	11,000	5,500	3,300	2,700	2,300
R 4	10,000	7,800	4,000	15,000	13,100	5,000	5,300	3,000	2,800
R 5	9,200	7,400	3,200	13,000	12,500	5,100	3,000	5,000	2,500
R 6	9,700	8,300	3,000	14,000	13,000	4,500	5,000	3,000	1,000
R 7	9,400	7,700	3,500	14,000	13,000	5,000	5,700	3,000	2,500

2 牧草畑

（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区
R 3	5,100	4,600	3,000	7,700	6,800	3,500	4,000	3,000	2,500
R 4	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
R 5	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
R 6	5,100	4,500	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,700	2,000
R 7	5,100	3,800	2,900	7,700	6,000	3,700	4,000	2,000	2,000

※幕別低台：新川・明野・軍岡・猿別・千住・依田・途別の一部、幕別・札内市街地及び相川

※幕別高台：幕別低台及び忠類地区を除いた地区

※牧草畑について、移動件数が一定以下の場合、前年賃借料を据置き



農耕トラクタ等の小型特殊自動車の登録・廃車手続きは、幕別町（税務課）で行いますが、その基準日は、4月1日です。したがって、4月1日時点で登録がある方には、6月1日時点で軽自動車廃車されていたとしても軽自動車税が課税されます。（4月1日に廃車手続きが完了した場合は、課税されません。）トラクタ等を廃車した際は、速やかに手続きをしましょう。

農地の移動状況について（R3～7、各年1～12月）

1 件数

（単位：件）

区分	農地法					農地中間管理 機構特例事業		農用地利用 集積計画	
	所有権		賃 借 権	貸 借 権 使 用	地 役 権	買 入	売 渡	所 有 権	借 賃 等 貸
	売 買	贈 与							
R 3	16	1	49	20	0	11	8	19	130
R 4	26	1	57	26	0	16	14	11	124
R 5	19	7	55	14	0	14	22	6	94
R 6	18	6	44	24	0	26	29	14	114

区分	農地法					農地売買等事業			農地中 間管理 事業
	所有権		賃 借 権	貸 借 権 使 用	地 役 権	貸付タイプ		即売 タイプ	
	売 買	贈 与				買 入	売 渡		
R 7	21	4	49	26	1	6	13	4	118

2 面積

（単位：h a）

区分	農地法					農地中間管理 機構特例事業		農用地利用 集積計画	
	所有権		賃 借 権	貸 借 権 使 用	地 役 権	買 入	売 渡	所 有 権	借 賃 等 貸
	売 買	贈 与							
R 3	67.35	0.65	326.63	576.12	0.00	85.39	126.77	96.83	711.41
R 4	64.80	20.25	377.35	773.95	0.00	137.28	93.59	69.81	509.73
R 5	103.29	9.01	307.03	312.48	0.00	94.94	208.75	15.42	656.68
R 6	62.15	22.61	213.15	751.48	0.00	208.89	185.10	40.24	770.22

区分	農地法					農地売買等事業			農地中 間管理 事業
	所有権		賃 借 権	貸 借 権 使 用	地 役 権	貸付タイプ		即売 タイプ	
	売 買	贈 与				買 入	売 渡		
R 7	71.60	50.93	215.93	694.08	0.12	65.29	105.97	99.98	432.23

◆ 農業者年金って、結局いくらかけて、いくらもらえるの？

「農業者年金に加入して豊かな老後を!」、「農業者年金で老後の生活を安心サポート!」など農業者年金についてさまざまPRされていますが、実際の受給額はいくらくらいなのでしょう?

下表は、保険料を毎月2万円と設定した場合に、支払う保険料と加入年齢の違いで年金額をまとめたものです。

(運用利回り2.5%、予定利息1.0%で試算しています。)

加入年齢	納付期間	性別	通常加入		政策支援加入			
			本人負担総額	年間支給額	本人負担総額	年間支給額	うち老齢年金	うち特例付加
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	23万円
		女性		69万円			69万円	50万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	53万円	41万円	12万円
		女性		46万円			46万円	36万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		36万円			36万円	31万円

幕別町農業委員会事務局から、農業者年金(特色)のお知らせ

① 加入

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方が対象。(配偶者や従業員も加入できます。)

② 積立方式

年金額が、加入者や受給者に左右されない積立方式(確定拠出型)を採用。

③ 国庫補助

要件を満たせば、保険料が安くなる。

④ 保険掛け金の自由選択制

月額2万~6万7千円で設定可。

⑤ 税制優遇

保険料の全額が、所得税の社会保険料控除額に適用。

⑥ 終身年金

満80歳になる前に亡くなった場合、ご遺族が、80歳までに受け取ると仮定した金額を一時金として受領。

◆ 農業者年金は、すごく有利な制度です。ぜひ、加入の参考としてください。



農業者年金個別説明会及び相談会を開催



令和7年12月12日、農業者年金受給予定者及び年金加入を検討している方を対象に農業者年金制度説明会と個別相談会を開催しました。説明会は、北海道農業会議で農業者年金相談員の佐藤友里子氏を講師に迎え、農業者年金の制度概要について、

個別相談会は、年金受給額の具体的な予定額など、参加者個々の疑問や手続きの留意点について確認いたしました。

～ 農林課から鳥獣被害防止対策のおしらせ ～

幕別町では、地元猟友会や農協が主体となり、年間を通じた銃器・罠による鳥獣の捕獲、また、シカ侵入防止柵の設置などに取り組んでおります。

下表は、北海道が公表する鳥獣被害額の一部を抜粋したものです。近年は非常に高い水準で被害が推移し、また、被害の8割以上がエゾシカによるものであることが読み取れます。上記の「捕獲・柵」に加え、自分で・地域で少しでも被害を軽減させるため、草刈りによる環境整備、音・光などのディフェンスなどのご協力をお願いいたします。

なお、ゆとりみらい21推進協議会(事務局：町農林課)では、狩猟資格の取得に対し補助金を交付しています。ご不明な点などあれば、事務局までお問合せください。

	R05			R04			R03		
	被害額 (百万円)	対前年 (百万円)	割合 (%)	被害額 (百万円)	対前年 (百万円)	割合 (%)	被害額 (百万円)	対前年 (百万円)	割合 (%)
北海道内	6,369	525	-	5,844	405	-	5,439	383	-
うち シカ	5,145	298	80.78	4,847	373	82.94	4,474	407	82.26
うち 十勝管内	879	206	13.80	673	52	11.52	621	▲ 85	11.42
うち シカ	682	156	77.59	526	56	78.16	470	▲ 53	75.68
うち 幕別町内	41	9	4.66	32	▲ 1	4.75	33	▲ 1	5.31

～忘れてませんか～

(農地所有適格法人報告書)

農地所有適格法人は、年に1度、「事業の状況を示した法人報告書」の提出が義務付けられています。

提出がない場合、農地の権利を取得する際など支障を来たす場合がありますので、必ず提出してください。

◆提出書類

① 法人報告書

② 損益計算書な

どの収支が確

認できる書類

◆提出期限

事業年度終了後、3ヶ月以内

◆提出先

農業委員会事務局、又は

農業委員会忠類支局



全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申込みを受け付けています。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 900円/月 (送料、税込)

◆発行 全国農業会議所



農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJA、幕別町農業委員会又は農業者年金基金（電話03-5919-0371（相談員））にお問い合わせください。

幕別町農業委員会事務局 TEL 0155-54-6625 ・ FAX 0155-54-5564

忠類支局 TEL 01558-8-2111

ホームページ <https://www.town.makubetsu.lg.jp/> ⇒ 「農業委員会」

QRコードからの閲覧は、こちら



農地法に基づく各種許可申請の締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は、直後の開庁日）です。各書類を準備の上、農業委員会事務局に提出してください。

◇広報委員

- ・委員長 中村 政昭
- ・委員長 黒田 龍司
- ・委員長 佐藤 敏博
- ・委員長 山口 和裕
- ・委員長 小野寺 和也
- ・委員長 小林 信也
- ・委員長 遠藤 貴之